

び今の地へ移轉す。とあり。されば藪の下と呼べる地は、舊社地なりといへり。

○天神町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、天神町。とあり。此の町は田井天神の社あるを以て町名に呼べり。但し従前は、社前より柿木町の入口までの間を呼びたりしかど、明治四年戸籍編成、町名ども改革の時より、社の横通りなる金浦町をば天神町一丁目となし、夫れより二丁目・三丁目を経て、馬坂の下邊をば四丁目となしたり。

○椿原神社

舊名を田井天神と稱す。金浦一郷二千七百戸許の産土神也。明治五年十一月郷社に列せられ、同七年六月社號を椿原神社と改稱し、同十四年九月氏子の情願に依りて縣社に列せられたり。抑當社來歴は、社記に、伏見天皇の御世永仁五年、當國富樫氏の家人御園五郎と云ふ人、京都北野より勸請すといへり。御園五郎は一説に御園六郎とあり。平次按ずるに、永享元年日記に、林光院領加賀國横北庄年貢、齋藤御園五郎致未濟云々の事を多く載せたり。永享以來

御番帳・文安年中御番帳等に、御園五郎左衛門尉とあり。同人なるべし。三州名蹟誌には、永仁二甲午年靈夢の告に依りて、洛陽右近馬場より此田井村へ勸請す。其頃富樫の家人御園何某・樋口何某神徳を拜し感佩して、里民と戮力同心して宮殿を營み、田地數町を寄附し、祠官を定め、鄭重に祭奠す。といへり。倭漢三才圖會には、金澤天滿宮者、伏見院御宇永仁五年九月晉神勸請之。とあり。是則ち田井天神の事也といへり。さてまた名蹟誌に、本願寺の家司松田次郎左衛門田井城に居住し、當國の賦税を押領し、威を近郷に振ひしが、天正の頃洲崎和泉入道と不順となり、洲崎に謀られ遂に滅亡す。田井落城の節、この社殿狼藉せられ、社職邑民も離散し、一時中絶せしかど、天下泰平に屬し、慶長年中漸く再興す。といへり。さてその社地も、古來所々へ移轉す。加邦錄に云ふ。田井天神の社地、昔は石川門の外奥村伊豫屋敷の内に池あり。此の所舊跡なりと云ふ。故に小將町の邊は田井村の地内にて、往古は劔先辻邊に田井の村落ありて、天神社も其地邊にありしを、村落と共に移轉の時、天神の社地は、椿原・いしな塚・高垣の壘跡の内

可然所也とてト問するに、椿原吉兆の神託ありて、社地を爰に定め、社殿を造營して永く鎮祭し奉る。其頃は高の山に社殿ありしを、後に麓へ宮造す。といへり。此の事混見

摘寫にも載せたり。社記には、舊社地は尻垂坂の邊なり。其頃田井村は今の小將町邊なり。慶長年中小將町の邊惣椿

の内に相成り、神社佛閣立退きたる頃、田井村は馬坂の下邊へ移轉し、神社は其近邊藪、下と云ふ所へ移轉す。然るに其後武士屋敷等次第に廣まるに付、田井村は再び今の地へ移り、社殿は椿原の取出跡へ遷り、取出跡を引ならし社頭を造營す。是寛永十二年なり。とあり。按ずるに、慶安四年二月社地由來書に、

居屋敷由緒御改に付而申上候

一、二百七步餘當御宮屋布

但、社人居屋敷右之内に罷在候。

一、二百四拾五步古御宮屋布

右之古御宮屋敷明け申時、少々(註)ささるん仕候處に、慶長二年御檢地御奉行藤村太郎右衛門殿・服部五右衛門殿御筆被入、田井村百姓方の地子出し申候。右山之内田井村領分、

天神御宮從先規有來候。以上。

慶安四年二月二日 田井天神社人將監 判

又明曆二年閏四月社地由來等上申書にも、

一、四百五拾二步餘 田井天神社人

内三百二拾九步餘 地子屋敷

但、宮屋布之儀は、從先規終に御竿不入候。三百二拾九步餘は、田井村百姓方の地子出し申候。

右の如く記載すれば、今の地へ移轉せしは、慶長二年より以前なる事著明也。又古宮屋敷とあるは最前の宮地にて、柿木町藪の下の舊社地ならんか。寛文元年舊藩五世綱紀卿入國の節如左願書あり。

乍恐申上候。

一、加賀守様御入國に付而、何茂御屋敷拜領仕罷有候間、

爲其加御着上申度奉存候。則親、兄は御代々御目見仕候。

就其加賀守様御祝儀之砌、私も江戸に罷下申候處、銀子拜

領仕罷歸候。御屋敷拜領仕乍有、御着も上げ不申儀、無

冥加仕合奉存候間、此段被仰上、御札御着指上げ申様被

爲成被下候者、雖有可奉存候。以上。